

日本福祉のまちづくり学会入会金及び会費の免除又は減額措置の適用に関する

運用指針

令和4年1月28日 制定

令和5年3月14日一部改訂

理事会は、日本福祉のまちづくり学会会員規約第9条（入会金及び会費の免除）に基づき、入会金及び会費を免除又は減額できるものとし、以下を原則とする。

1. 入会金及び会費の免除又は減額適用の対象者及びその内容

（1）免除又は減額すべき相当の理由があると認める会員

①正会員（個人）の入会金及び会費の支払いが困難で支部長又は理事の確認を受けた者

- ・入会金及び会費は学生会員と同額措置とする

入会金 2千円

会費 3千円

②70歳以上で長期にわたり正会員である者

- ・70歳以上で正会員として継続して20年以上在籍しかつ経済的理由により減額を希望するもの（いずれも申請時点）の会費を減額する

会費 5千円

（2）名誉会員

- ・入会金及び会費は免除とする

入会金 免除

会費 免除

2. 申請書類

申請は本人によるものとし、以下の申請書類を提出する。

（1）入会金及び会費の免除申請書（別紙1）

（2）支部長又は理事の確認書（名誉会員及び現在既に減額措置を受けている者は不要）（別紙2）

3. 申請期間

毎事業年度の5月末までに申請すること。「70歳以上で長期にわたり正会員である者」については、減額を希望する年度の前年度2月までに申請すること。

4. 審査・決定

申請受付後の理事会において、申請書類を基に入会金及び会費免除の可否を審査し決定する。

5. 申請書類の送付先

上記の、(1) 入会金及び会費の免除申請書(別紙1)及び、(2) 支部長又は理事の確認書(名誉会員は不要)(別紙2)を、書面または電子メールへ添付して、以下の担当事務局あてに送付する。

住所 〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター (株)国際文献社気付
一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会 事務局
電話 03-6824-9374
電子メール jais-post@bunken.co.jp

1. 本運用指針は令和4年1月28日より施行する。
2. 本運用指針は令和5年3月14日より改訂施行する。

(別紙1)

入会金及び会費の免除申請書

一般社団法人 日本福祉のまちづくり学会長 殿

日本福祉のまちづくり学会会員規約第9条（入会金及び会費の免除）に該当するため、入会金及び学会費の免除を申請します。

免除区分： 免除又は減額すべき相当の理由があると認める会員
※上の区分は別紙2の支部長又は理事の確認書が必要です。
70歳以上で長期にわたり正会員である者
名誉会員

免除理由：

(70歳以上で長期にわたり正会員である者は生年月日を記載 年 月 日生まれ)

氏名：

所属：

年 月 日

署名 _____

連絡先

住所：

電話番号：

電子メール：

(別紙2)

支部長又は理事の確認書

免除対象者氏名：

本会員は、(1) 免除又は減額すべき相当の理由があると認める会員として、
正会員（個人）の入会金及び会費の支払いが困難であることを確認しました。

年 月 日

支部長又は理事 署名 _____

(注) 現在既に減額措置を受けており、新たな年度に継続して申請する方は本紙
の提出は不要です。